

ハノイ市人民委員会

公文 2434 号/UBND-KT

社会隔離期間中のハノイ市移動の際の通行証様式

ハノイ市、2021 年 7 月 29 日

- 宛先： - ハノイ市各局長
- ハノイ市内の各区、町人民委員長
 - ハノイ市各レベルの COVID19 感染防止指導委員長

ハノイ市人民委員長による 2021 年 7 月 21 日付け指示 No17/CT-UBND 及びハノイ市党委常務委員会による 2021 年 7 月 27 日付け指示 No428-TB/TU を実施するため、ハノイ市内の病院で治療を終えた他の省市の人がハノイ市外へ移動する、あるいは、ハノイ市外の労働者、医療従事者、従業員がハノイ市に入るための様式、プロセスについて、以下の通り指導する。

1. 通行証：添付の様式の通り

2. 通行証の発行・利用

- 2.1 ハノイ市にある機関、企業の場合、勤務、必需品の提供、機密資料の処理、その他の重要な業務の処理の場合に限り、当該機関、企業の従業員は移動可能。当該機関、企業の代表者は、自らの企業、機関の従業員が Covid19 感染防止措置を厳守し、感染を起こした際の責任を負い、上記 1 の通行証を発行する。
- 2.2 ハノイ市内の工場・生産施設の労働者（工業団地内外の労働者を含める）、必需品の提供者、工場・生産施設のシステムメンテナンスを行う者は移動可能。その雇用者は、自らの労働者の管理に責任を負い、Covid19 感染防止措置を厳守し、行動計画及び従業員のリストを作成し、上記 1 の通行証を発行する。
- 2.3 ハノイ市内で働いている他の省市の人は、その機関、企業による上記 1 の通行証が必要。
- 2.4 ハノイ市在住の労働者、従業員などがハノイ市以外の省・市で働く場合、その企業の従業員証明書及び居住する区域のベトナム当局による、上記 1 の通行証が必要。
- 2.5 その他、他省市にいる者がハノイ市の病院で治療を受けている人を送迎する場合、あるいは、他省市からノイバイ空港へ移動する場合（送迎する者も含める）は、ID カード、パスポート、航空チケット、72 時間内の有効な PCR 陰性証明書が必要。患者の場合は病歴資料、入院・退院証明書、移動スケジュールが必要。ハノイ市外での葬式の場合は、参加者リスト、ハノイ市の 7 月 23 日付け指示 No17/CT-UBND を厳守すること。
- 2.6 公務、Covid19 感染防止、外交、労働者・専門者の送迎のためハノイ市を入出する場合は、その業務を証明できる資料及び上記 1 の通行証が必要。

3. 2021年7月24日（指示 No17/CT-UBND が公布された日）以前にハノイ市から離れた人がハノイ市に戻る場合、もしくは、必需品を扱う経営者がハノイ市に入る場合、ID カード、経営証明書、72 時間内有効な PCR 陰性証明書が必要。
4. ハノイ市公安局、各区、町人民委員会及び検問所での検査員は、上記の内容に従って各組織、個人が円滑に移動できるよう条件を整え、引き続き検査、観察、宣伝を行い、規定通り処罰を行う。

署名者

副人民委員長

グエン・マン・クエン

送り先

- 上記の通り
- Covid19 感染防止指導委員会
- ハノイ市党委員
- ハノイ市各人民委員長
- ハノイ市党委啓蒙委員会
- ハノイ市情報通信局
- など

ハノイ市人民委員会

(又は会社の名前)

ベトナム社会主義共和国

独立—自由—幸福

日付

社会隔離期間における移動に関する通行証

1. 名前, 性別
2. 生年月日
3. ID 番号, 発行日, 発行場所
4. 電話番号
5. 居住地
6. 職場
7. 職場の住所
8. 職場における肩書き

移動の目的: 与えられた専門的な仕事を実施するため, 自宅から職場 (その逆) に向かう道中である。

この通行証の効力は社会隔離が実施されている期間のみである。

会社・労働者は上記の記載に間違いがないこと, コロナ対策措置及び 2021 年 7 月 23 日付けハノイ市人民委員会発公文書 17/CT—UBND の規定を厳格に実施することに法的全責任を負うことを保証する。

(この通行証に加え, ID カード, 会社からの文書を提出する。)

ハノイ市人民委員会

(又は会社の署名・捺印)